合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社王宮と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十月三十一日

大阪市中央区道頓堀二丁目三番二五号

株式会社和成

代表取締役　橋本　正権

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小峰千明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十月三十一日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番地一号虎ノ門４０ＭＴビル七階

グローバルインサイト・ジャパン・インク

日本における代表者　小峰　千明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村上達洋が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年十月三十一日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号

ARF Property Holding Ⅲ Limited

日本における代表者　村上　達洋

限定承認公告

本籍青森市大字諏訪沢字桜川一一二番地一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田中　淳

右被相続人は平成二十三年十二月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年七月二日青森家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三十一日

青森市大字諏訪沢字桜川一一二番地一三

相続財産管理人　田中美恵子

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十四年十一月十六日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(ii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iii)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金三億五千三百四十万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は七千六十八口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金三億五千三百四十万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十四年十月三十一日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

二番町インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

正誤

平成二十四年一月十日（号外第五号）公布政令第一号東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第一条ただし書中「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年八月三日特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の公布により「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）」となった。

同年三月三十一日（号外特第十号）公布法律第十六号租税特別措置法等の一部を改正する法律中、第一条（租税特別措置法の一部改正）中の第三十七条の十三第一項の追加規定及び附則第一条第十一号中「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年九月五日地域再生法の一部を改正する法律の公布により「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）」と、同第一条中の第四十一条第五項の改正規定及び附則第一条第十二号中「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年九月五日都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）」となった。

同日（号外）公布法律第二十四号児童手当法の一部を改正する法律附則第一条第六号中「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年六月二十七日地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）」となった。

同日（同号外）公布法律第二十五号福島復興再生特別措置法附則第一条第六号中「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年九月五日都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）」となった。

同日（同号外）公布法律第二十四号附則第一条第六号中「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第　号）」と、同条第七号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年法律第　号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百七号東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第一条第五号中「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年六月二十七日国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年四月六日労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百五号租税特別措置法施行令の一部を改正する政令第二十六条第二十項の改正規定及び附則第一条第八号中「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年九月五日都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）」となった。

同日（同号外）公布法律第百号租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年九月五日地域再生法の一部を改正する法律の公布により「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）」と、附則第一条第七号中「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年八月三日特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の公布により「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）」となった。

同日（同号外）公布法律第百一号）公布法律第三十号郵政民営化法等の一部を改正する法律附則第四十四条中「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年六月二十七日著作権法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）」は、平成二十四年六月二十七日著作権法の一部を改正する法律の公布により「著作権法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十三号）」となった。

内閣官房官報報告主任

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月三十一日付第二三六号
政府調達第二〇八号三二ページ
●同十四日付同二四〇ページ

三二ページ●同日付第二三七号一二八ページ●同日付Ⅰ－ジ●九月八日付（第一八〇回）衆会追録(一)八ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）